

事業系一般廃棄物 <清掃センターで処理できます>

種類	具体例
動植物性残さ (生ごみ) 	・食品の食べ残し・食品の売れ残り・調理くずなど ※食料品製造業から発生する生ごみは産業廃棄物に該当します。
紙くず 	・使用済みのティッシュペーパー・汚れた紙や濡れた紙等のリサイクルできない紙・事務用紙・ダンボール・シュレッダー紙など ※建設業に係るもの、製紙業、新聞業、製本業等から発生する紙くずは産業廃棄物に該当します。
繊維くず (天然繊維に限る) 	・木綿、絹、麻、羊毛等でできた衣類や布など ※化学繊維でできた衣類や布は産業廃棄物に該当します。
木くず・草 	・木製家具、剪定枝、草など ※建設業に係るもの、木材・木製品製造業等から発生する木材片やおがくず等は産業廃棄物に該当します。